

平成１８年７月３１日（月）
午後１時００分から２時１８分
宇都宮市役所１４大会議室

第１回宇都宮地域合併協議会 会 議 録

第1回 宇都宮地域合併協議会会議録

1 出席者

- ・会長 佐藤 栄一
- ・副会長 手塚 順一 手塚 照夫
- ・委員 諏訪 利夫 山崎 守男 櫛淵 澄江 佐々木 英明
築 郁夫 高梨真佐岐 松田 仁一 宇梶 清夫
江連 功 斎藤 勝 古橋 正好 福島 邦夫
五月女伸夫 白坂喜美雄 須藤 貢 高橋 栄一
平賀 貴子 南木 昭男 小島 俊一 福田 正男

2 欠席者

- ・委員 中村 祐司 沼田 良

3 出席した事務局職員等

- ・事務局長 浜崎 道夫 ・政策審議室長 手塚 英和
- ・事務局次長 鈴木 治 ・行政経営課長 高井 徹

4 議 事

○ 報告事項

- 〔報告第1号〕 宇都宮地域合併協議会の設置について
- 〔報告第2号〕 宇都宮地域合併協議会規約に関する事項の協議書について
- 〔報告第3号〕 宇都宮地域合併協議会幹事会規程等の制定について
- 〔報告第4号〕 会長職務代理者の指名について

○ 審議事項

- 〔議案第1号〕 宇都宮地域合併協議会会議運営規程の制定について
- 〔議案第2号〕 平成18年度宇都宮地域合併協議会事業計画について
- 〔議案第3号〕 平成18年度宇都宮地域合併協議会収支予算について
- 〔議案第4号〕 監査委員の選任について
- 〔議案第5号〕 合併の方式について
- 〔議案第6号〕 合併の期日について
- 〔議案第7号〕 新市の名称について
- 〔議案第8号〕 新市の事務所の位置について
- 〔議案第9号〕 行政制度の調整方針について
- 〔議案第10号〕 合併市町村基本計画の作成方針について
- 〔議案第11号〕 地域自治制度の基本方針について
- 〔議案第12号〕 宇都宮地域合併協議会小委員会規程の制定について
- 〔議案第13号〕 小委員会の設置について

○ その他

午後 1 時 0 0 分 開会

事務局〔浜崎事務局長〕

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 1 回宇都宮地域合併協議会を開会いたします。

初めに、会議に入ります前に、委員の皆様にご報告を申し上げます。後ほど報告第 1 号「宇都宮地域合併協議会の設置について」の中でご説明いたしますが、当合併協議会の会長及び副会長は、合併協議会規約第 6 条に基づき、構成市町の首長が協議した結果、会長は佐藤栄一宇都宮市長が、副会長は上河内町長手塚順一委員、河内町長手塚照夫委員が就任することで決定いたしました。よろしくお願いいたします。

次に、今回の会議の傍聴等の取扱いにつきましては、議案第 1 号、宇都宮地域合併協議会会議運営規程の中でご審議をいただくことになっておりますが、当協議会は公開を原則としております。本日の会議も公開したいと思っておりますので、ご了解いただきたいと存じます。

次に、本日の会議につきましては、副会長を含む委員 24 人中 22 人のご出席をいただいております。協議会規約第 8 条第 2 項の規定に基づく、委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは初めに、会議に先立ちまして、宇都宮地域合併協議会会長の佐藤宇都宮市長よりごあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

佐藤会長

皆様、こんにちは。ただいまご紹介いただきました、宇都宮市長の佐藤栄一でございます。本日は、第 1 回目の宇都宮地域合併協議会がこうして開催できましたことを、各町の町長様、また、議長の皆様方をはじめとする議会の皆様方、そして、ご出席をいただいている委員の皆様方に厚く御礼を申し上げたいと思います。

前回、残念でありましたが、合併の合意に至る前に破綻してしまいました。残念な結果になったわけでありましたが、縁あってこうしてまた、1 市 2 町で合併をという運びとなったわけでございます。今回は、二度と失敗を繰り返さないという慎重な姿勢のもとで進めてはいきますが、私といたしましては、明治維新のときのような情熱を持って、そして不易流行の精神で、この合併が相調うことを切に願っております。

皆様方のご協力とご理解を賜りながら、すばらしい合併であったと。そして、本年度末の合併の調印に向けて、ご協議いただきたいと思います。

本日は、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

事務局〔浜崎事務局長〕

ありがとうございました。

続きまして、協議会委員の委嘱及び紹介をさせていただきます。委員の委嘱につきましては、本来、会長よりお一方ずつ委嘱状をお渡しお願いするところでございますが、時間の都合等もございますので、大変恐縮ではございますが、お手元の参考資料、後ろのほうに薄い冊子があるかと思えますけれども、1ページをお開きいただきたいと思います。

名簿順に委員の皆様方をご紹介させていただきます。委嘱状の交付は省略させていただきます。なお、委嘱状につきましては、皆様方の机の上に事前に配付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、僭越ではありますが、委員の皆様方をご紹介させていただきます。

宇都宮市長、佐藤栄一様。

佐藤会長

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局〔浜崎事務局長〕

上河内町長の手塚順一様。

手塚（順）副会長

よろしくお願いいたします。

事務局〔浜崎事務局長〕

河内町長の手塚照夫様。

手塚（照）副会長

よろしくお願いいたします。

事務局〔浜崎事務局長〕

宇都宮市、議会議長の諏訪利夫様。

諏訪委員

よろしくお願いいたします。

事務局〔浜崎事務局長〕

宇都宮市、議会市町合併対策特別委員会委員長の山崎守男様。

山崎委員

よろしくお願い申し上げます。

事務局〔浜崎事務局長〕

宇都宮市,地域婦人連絡協議会会長の櫛淵澄江様。

櫛淵委員

よろしくお願いします。

事務局〔浜崎事務局長〕

宇都宮市,自治会連合会会長の佐々木英明様。

佐々木委員

よろしくお願いします。

事務局〔浜崎事務局長〕

宇都宮市,商工会議所会頭の築郁夫様

築委員

築です。どうぞよろしく。

事務局〔浜崎事務局長〕

宇都宮市,助役の高梨眞佐岐様。

高梨委員

よろしくお願いします。

事務局〔浜崎事務局長〕

上河内町,議会議長の松田仁一様。

松田委員

よろしくお願いします。

事務局〔浜崎事務局長〕

上河内町,議会市町村合併検討特別委員会委員長の宇梶清夫様。

宇梶委員

よろしくお願いします。

事務局〔浜崎事務局長〕

上河内町,社会福祉協議会副会長の江連功様。

江連委員

よろしくお願いします。

事務局〔浜崎事務局長〕

上河内町,青少年育成町民会議会長の斎藤勝様。

斎藤委員

よろしくお願いします。

事務局〔浜崎事務局長〕

上河内町,自治会長連絡協議会会長の古橋正好様。

古橋委員

よろしくお願ひいたします。

事務局〔浜崎事務局長〕

上河内町,助役の福嶋邦夫様。

福嶋委員

よろしくお願いします。

事務局〔浜崎事務局長〕

河内町,議会議長の五月女伸夫様。

五月女委員

よろしくお願いします。

事務局〔浜崎事務局長〕

河内町,議会合併問題調査研究特別委員会委員長の白坂喜美雄様。

白坂委員

よろしくお願いします。

事務局〔浜崎事務局長〕

河内町,自治会長連合会会長の須藤貢様。

須藤委員

よろしくお願いします。

事務局〔浜崎事務局長〕

河内町,商工会副会長の高橋栄一様。

高橋委員

よろしくお願いいたします。

事務局〔浜崎事務局長〕

河内町,PTA連絡協議会会長の平賀貴子様。

平賀委員

よろしくお願いいたします。

事務局〔浜崎事務局長〕

河内町,助役の南木昭男様。

南木委員

よろしくお願いいたします。

事務局〔浜崎事務局長〕

宇都宮農業共同組合代表理事組合長の小島俊一様。

小島委員

小島です。どうぞよろしくお願いします。

事務局〔浜崎事務局長〕

栃木県総務部市町村課主幹の福田正男様。

福田委員

よろしくお願いいたします。

事務局〔浜崎事務局長〕

なお、宇都宮大学国際学部教授の中村祐司様、作新学院大学総合政策学部教授の沼田良様におかれましては、本日、急遽欠席となりましたので、ご了解いただきたいと思います。

続きまして、早速会議に入らせていただきます。会議の議長は、協議会規約第8条第3項の規定に基づきまして、協議会会長であります、佐藤宇都宮市長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

それでは、会議に入らせていただきます。まず、会議次第4の「会議録署名委員の選任」をさせていただきます。本日の会議録の署名委員でございますが、お二人選出させていただきます。上河内町の松田仁一委員と、河内町の平賀貴子委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、会議次第5の「報告事項」に入らせていただきます。報告第1号「宇都宮地域合併協議会の設置について」並びに、報告第2号「宇都宮地域合併協議会規約に関する事項の協議書について」。いずれも関連がございますので、一括して事務局から説明をお願いいたします。

事務局〔鈴木事務局次長〕

ご報告の前に、事務局より本日の資料についてご確認いたします。

資料は2種類ございます。1つは、宇都宮地域合併協議会会議資料、もう1つは参考資料でございます。本日の会議は、主に会議資料でご説明いたしますが、参考資料について若干ご説明させていただきます。

参考資料をご覧ください。1ページは、先ほどお示したように、委員の名簿でございます。

2ページをお開きください。ここでは、「合併の方式について」。

5ページをお開きください。ここでは、「合併の期日について」。

7ページをお開きください。こちらでは、「新市の名称について」。それぞれ一般的な内容を掲載してございます。

次に8ページをお開きください。「新市の事務所の位置について」。現在の宇都宮市、上

河内町，河内町，１市２町の庁舎の現況等を載せてございます。

９ページをお開きください。「合併協定項目について」ということで，今回の宇都宮地域合併協議会の合併協定項目を掲載してございます。これらの合併協定項目の内容につきましては，今後，この協議会において，お諮りしてまいります。

１１ページには，合併協議会のスケジュールを掲載してございます。

参考資料の内容については以上でございます。

それでは，報告第１号「宇都宮地域合併協議会の設置について」及び報告第２号「宇都宮地域合併協議会規約に関する事項の協議書について」ご説明いたします。

会議資料の１ページをお開きください。報告第１号「宇都宮地域合併協議会の設置について」地方自治法第２５２条の２第１項及び市町村の合併の特例等に関する法律第３条第１項の規定に基づき，宇都宮地域合併協議会を設置したことを報告するものでございます。

２ページをお開きください。「宇都宮地域合併協議会設置に関する協議書」。去る７月２５日に，宇都宮市，上河内町，河内町の首長が協議し，平成１８年７月２５日付をもって協議会を設置した内容のものでございます。

３ページをお開きください。「宇都宮地域合併協議会規約」でございます。概要をご説明いたします。第１条は，宇都宮市，上河内町及び河内町が合併協議会を設置するというものでございます。

第２条は，協議会の名称について。

第３条では，協議会で協議または調整するものとして，合併に関する基本的事項，合併市町村基本計画の作成に関する事項，その他構成市町の合併について必要な事項としております。

第４条では，協議会の事務所を宇都宮市役所内に置くこととしております。

第５条では，協議会は，会長，副会長及び委員をもって組織することとしております。

第６条では，会長，副会長の選任方法とその職務を定めており，そのうち第４項では，会長の職務代理について定めております。

第７条は委員について定めたもので，第１号で，構成市町の長で会長を除く者，第２号で，構成市町の助役，第３号で，構成市町の議長及び市町合併を調査，審査する特別委員会の委員長。４ページをお開きください。第４号で，構成市町の長が指名した学識経験者，第５号では，構成市町の長が協議して定めた学識経験を有する者としてございます。

第８条は会議の開催と運営について定めており，第３項では，会議の議長は会長が行うと定めております。

第９条は，必要に応じて関係職員等を会議に出席させ，説明を求めることができるとしております。

第１０条では，小委員会の設置について。

第１１条では，幹事会の設置について。

第 12 条では、事務局の設置について、それぞれ定めております。

第 13 条では、協議会の経費の負担とその割合について定めております。

第 14 条で、監査について。

第 15 条では、財務に関する事項。

第 16 条では、委員及び監査委員の報酬及び費用弁償について定めております。

第 17 条では、協議会解散の場合の措置について定めております。

第 18 条は、補則でございます。

規約の施行期日は、「平成 18 年 7 月 25 日」となっております。

次に、会議資料の 6 ページをお開きください。報告第 2 号「宇都宮地域合併協議会規約に関する事項の協議書について」。資料の 7 ページをお開きください。協議会規約の中で、構成市町の長が協議して定める事項や、その他必要な事項について協議をし、その結果を協議書として締結したものでございます。

1「協議して定める事項」。会長は宇都宮市長とし、構成市町の共通委員として宇都宮農業協同組合代表理事組合長の小島俊一氏、宇都宮大学国際学部教授の中村祐司氏、作新学院大学総合政策学部教授の沼田良氏、栃木県市町村課合併推進担当主幹の福田正男氏の 4 名を、事務局職員については表のとおり各市町の職員をもって充てることといたしました。

8 ページをお開きください。2、協議書の内容を変更する場合は、記載のとおりでございます。以上の協議を証するため、協議書を締結したものでございます。

以上で、報告第 1 号及び第 2 号の説明を終わります。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございました。

報告第 1 号及び報告第 2 号につきまして、ただいま事務局から説明がございました。ご意見、あるいはご質問等がございましたら、お願いいたしますと思います。

いかがでしょうか。報告第 1 号、第 2 号についてはよろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、ないようでございますので、報告第 1 号及び第 2 号につきましては、ご承認をいただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

それでは、報告第 1 号及び報告第 2 号につきましては、ご承認をいただいたものいたします。

次に、報告第3号に移ります。「宇都宮地域合併協議会幹事会規程等の制定について」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔鈴木事務局次長〕

ご説明いたします。資料の9ページをお開きください。報告第3号「宇都宮地域合併協議会幹事会規程等の制定について」ご説明いたします。宇都宮地域合併協議会の設置に伴い、「幹事会規程事務局規程」、「財務規程」、「委員等の報酬及び費用弁償に関する規程」を定めたものでございます。

10ページをお開きください。初めに、「宇都宮地域合併協議会幹事会規程」でございます。

第2条では、幹事会の所掌事項。

第3条では、幹事会の組織について。

第4条では、役員について定めております。

第7条は、専門部会の設置について定めております。

11ページをお開きください。第9条で、幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理することとしております。

次に、12ページをお開きください。「宇都宮地域合併協議会事務局規程」についてご説明いたします。この規程の趣旨は協議会事務局について、必要な事項を定めるものでございます。

第2条では、事務局の所掌事項について。

第3条、第4条では、職員とその職務について。

第5条から8条までは、職務権限や決裁区分などについて定めております。

次に、15ページをお開きください。「宇都宮地域合併協議会財務規程」についてご説明いたします。この規程は、宇都宮地域合併協議会の財務に関し、必要な事項を定めたものでございます。

第2条から第4条までは予算について。

第6条は決算について。

第7条では、収入、支出の手續についてそれぞれ定めております。

第8条は補則でございます。

次に、資料の17ページをお開きください。「宇都宮地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程」についてご説明いたします。この規程は、協議会の委員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めたものでございます。

第2条では、報酬の額について。

第3条では、費用弁償について定めております。

第4条は補則でございます。

以上で報告第3号の説明を終わります。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告第3号につきまして、ご質疑、ご意見等をいただきたいと思います。いかがでしょうか。規程についてでございますが、特段ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

それでは、報告第3号につきましては、ご承認をいただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

それでは、報告第3号につきましては、ご承認いただけたものといたします。

続きまして、報告第4号「会長職務代理者の指名について」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔鈴木事務局次長〕

ご説明いたします。会議資料の18ページをご覧ください。報告第4号「会長職務代理者の指名について、協議会規約第6条第4項の規定に基づき、会長の職務を代理する副会長を指名したので報告する。会長職務代理者、副会長、上河内町長手塚順一。」

以上で報告第4号の説明を終わります。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

ただいま事務局から報告第4号につきまして、職務代理者の指名でございますが、説明がありました。この職務代理者につきまして、ご意見等はございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、報告第4号でございますが、ご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございました。

それでは、報告第４号につきましては、ご承認いただけたものといたします。

続きまして、会議次第６の審議事項に移らせていただきます。議案第１号でございます。
「宇都宮地域合併協議会会議運営規程の制定について」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔鈴木事務局次長〕

議案第１号「宇都宮地域合併協議会会議運営規程の制定について」、ご説明いたします。
会議資料の１９ページをお開きください。この規程は、合併協議会規約第８条第４項において、会議の議事運営その他必要な事項は会長が会議に諮り別に定めとなっておりますことから、協議会にお諮りするものでございます。

「宇都宮地域合併協議会会議運営規程」を次のとおり制定する。会議運営規程〔別紙のとおり〕。

資料の２０ページをお開きください。第１条から第８条までは、会議の運営に必要な事項を定めております。

第２条では、会議は公開を原則とすること。

第５条では、会議の議事は全員の賛同をもって進めることを基本とし、意見の一致が困難な場合は、出席している委員の３分の２以上の賛同をもって決定する、としております。

２１ページをお開きください。第９条から第１８条までは、会議の傍聴に関する事項を定めております。

第１０条では、傍聴人の定員は、２０人とすることとしております。

以上で議案第１号の説明を終わります。

議長〔佐藤会長〕

議案第１号につきまして、事務局からの説明が終わりました。議案第１号につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、お諮りしたいと思います。議案第１号につきましては、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

それでは、議案第１号につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、議案第２号「平成１８年度宇都宮地域合併協議会事業計画について」及び議案第３号「平成１８年度宇都宮地域合併協議会収支予算について」でございます。いずれも関連がございますので、一括して審議させていただきます。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔鈴木事務局次長〕

議案第２号及び第３号について、順次ご説明いたします。

資料の２３ページをお開きください。まず、議案第２号「平成１８年度宇都宮地域合併協議会事業計画について」ご説明いたします。平成１８年度宇都宮地域合併協議会の事業計画といたしましては、まず、「合併に関する事項の協議」として、「合併協定項目の協議」や「各種事務事業の調整」を行うとともに、「合併市町村基本計画の作成」や、「地域自治制度の構築」など、合併に向けた具体的な協議を行ってまいります。また、「住民への啓発活動」といたしまして、「広報紙の発行」や「ホームページによる情報提供」などを行い、合併協議会の協議内容を広く市民、町民の皆様にお知らせしてまいります。「その他」といたしまして、合併に関するその他必要な事項を適宜実施してまいります。

続きまして、議案第３号「平成１８年度宇都宮地域合併協議会収支予算について」ご説明いたします。資料の２４ページをお開きください。宇都宮地域合併協議会の収支予算を別紙のとおり計上いたしました。資料の２５ページをお開きください。「宇都宮地域合併協議会収支予算」。合併協議会の事業の実施に必要な予算として、総額６，０９４万円を計上いたしました。まず、収入についてご説明いたします。負担金についてでございますが、５，５９４万円を宇都宮市、上河内町、河内町の１市２町で負担するものでございます。

負担の割合につきましては、資料の４ページの「協議会規約第１３条」に規定したとおり、５，５９４万円余に対して、その４割を均等割とし、残りの６割を人口割として按分し、１市２町それぞれの負担額を算出いたしました。また、補助金として５００万円を計上しておりますが、これは県より「市町村合併推進支援補助金」として、１協議会当たり５００万円が補助されるものでございます。諸収入の１，０００円は、預金利子でございます。

次に、支出についてご説明いたします。まず、運営費のうち、会議費として２５１万円を計上いたしました。主なものといたしましては、協議会委員報酬として計上いたしました１７６万円余でございます。また、事務局費として４５３万円を計上いたしました。主なものといたしましては、臨時職員の派遣委託料として計上いたしました２８４万円余でございます。次に、事業費のうち、事業推進費として、５，３７９万円を計上いたしました。この内容といたしましては、委託料といたしまして、協議会広報紙の発行などに係る経費のほか、専門的な知識を必要といたします電算システムの統一調査に係る経費であり

ます。予備費といたしましては、１０万円を計上いたしました。

以上で議案第２号及び第３号の説明を終わります。

議長〔佐藤会長〕

議案第２号及び議案第３号につきまして、事務局からの説明が終わりました。ここで皆様方からご意見、ご質問等をいただきたいと思います。

事業計画につきましては、大変限られた時間の中で制約されておりますけれども、このような事業計画を計上させていただき、また、予算に関しましても、県からの補助金をいただきながら合併を進めていくという基本のもとで予算案をつくらせていただきました。

いかがでしょうか。ご意見はありますでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、議案第２号及び議案第３号につきましては、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

それでは、議案第２号及び議案第３号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第４号でございます。「監査委員の選任について」、事務局の説明を求めます。

事務局〔鈴木事務局次長〕

議案第４号「監査委員の選任について」ご説明いたします。資料の２６ページをお開きください。監査委員につきましては、資料５ページの「協議会規約第１４条第１項」に規定したとおり、会長は協議会の同意を得て選任することになっております。上河内町収入役の大木二三男氏、河内町収入役の斉藤弘氏のお二人を監査委員とすることに、協議会の同意を求めるものでございます。

以上で議案第４号の説明を終わります。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

議案第４号でございます。人事案件でございますが、今、事務局から説明がありました。監査委員の選任に関しまして、ご意見はございますでしょうか。

なければ、お二人にお願いすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

それでは、大木委員，斉藤委員，よろしくお願いいたします。

それでは，第４号は原案のとおり決定いたしましたので，続きまして，第５号「合併の方式について」から議案第８号「新市の事務所の位置について」合併の基本となる４項目でございますので，一括して事務局から説明いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局〔鈴木事務局次長〕

それでは，議案第５号から議案第８号まで一括してご説明いたします。

資料の２７ページをお開きください。議案第５号「合併の方式について」ご説明いたします。合併の方式は，「編入」とし，河内郡上河内町及び同郡河内町を廃止し，その区域を宇都宮市に編入するものです。

次に，資料の２８ページをお開きください。議案第６号「合併の期日について」ご説明いたします。合併の期日は，「平成１９年３月」を目途とし，３月の具体的な期日については，本協議会において，改めて協議をお願いしたいと考えております。

資料の２９ページをお開きください。議案第７号「新市の名称について」ご説明いたします。新市の名称は，「宇都宮市」とするものです。

資料の３０ページをお開きください。議案第８号「新市の事務所の位置について」ご説明いたします。新市の事務所の位置は，「宇都宮市旭１丁目１番５号」とするものです。

なお，ただいまの議案第５号から第８号までのいわゆる合併の基本４項目につきましては，冒頭にご説明いたしましたとおり，別冊の参考資料に詳細が記載されておりますので，後ほどご覧いただきたくお願いいたします。

以上で議案第５号から議案第８号までの説明を終わります。

議長〔佐藤会長〕

議案第５号から第８号までについて，事務局からの説明が終わりました。

それでは，皆様方からこの５号から８号につきましてのご意見，ご質問をいただきたいと思います。

はい，お願いいたします。

では，今，マイクをお持ちしますので，しばらくお待ちください。

五月女委員

合併の期日なんですけれども，普通の場合，平成１９年３月を目安として日付を設定し

ます、という形だと思います。それで、あくまでも合併というのは手段であって、住民のためによくなるというものの手段であると思います。この3月を目安としますという規定は、どこまでを考えているのかをちょっと事務局で説明をお願いしたいと思うんですけれども。

議長〔佐藤会長〕

それでは、事務局、お願いいたします。

事務局〔鈴木事務局次長〕

合併の期日につきましては、住民への周知に要する期間、住民生活への影響、合併時の事務処理や引継ぎの利便性、電算システムの統合等に要する期間等を考えて決定するものでございますが、現在のところ、19年3月末日までを目標としております。

五月女委員

で、この場合、予定だと5回の法定協議会をやりますという中で、これを決定していくわけですね、いろいろな課題案件に対してとか。それによりまして、これはもうちょっと早まるとか、もうちょっと遅くなるというのは法定協の中で随時決めていく形で考えていいわけですか。

議長〔佐藤会長〕

はい、事務局。

事務局〔鈴木事務局次長〕

現在のところ、早まるというスケジュールでもございませんが、遅れないような形で、平成19年3月までに合併ができるように、調整して事務を進めているところでございますので、早まるとか遅れるということは、現在のところ想定してございません。

五月女委員

今の説明によりますと、期日は、早まることは考えられない、かなり厳しい状態であると。それに、これからの法定協の進み具合によって決定していきます、という解釈でいいわけですね。

事務局〔鈴木事務局次長〕

結構でございます。

五月女委員

わかりました。

議長〔佐藤会長〕

ほか、ございますでしょうか。ございませんか。よろしいですか。

それではほかにごいませんので、皆様にお諮りしたいと思います。議案第5号から議案第8号までは、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

それでは、議案第5号から8号までにつきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第9号「行政制度の調整方針について」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔鈴木事務局次長〕

会議資料の31ページをご覧ください。議案第9号「行政制度の調整方針について」ご説明いたします。行政制度の調整方針は次のとおりとする。32ページをお開きください。行政制度の調整方針は、宇都宮市、上河内町、河内町の1市2町の行政制度について、合併後の新市においてどのように取り扱うかを協議するものでございます。まず（1）の「調整の必要性」についてでございますが、宇都宮市、上河内町、河内町の各市町におきましては、法令に基づく事務を実施しているほかに、それぞれの自治体の地域性やこれまでの経緯の中で提供されてきた、さまざまな行政サービスが存在しております。こうした行政サービスは、各市町によりその内容や住民の負担の水準に差があることから、新市に移行する際に、新市としての一体性を確保しつつも、住民が行政制度の違いにより混乱や大きな影響を受けることがないように、その行政サービスや負担水準の調整を図ることが必要になる、ということでございます。

（2）「調整の視点」といたしましては、各市、町の個性を生かした新たなまちづくりを念頭に、合併後の行財政基盤をさらに強化し、魅力あるまちづくりを展開することができるよう、また住民福祉の向上を図ることができるよう調整するというものでございます。各市、町が行っている各種の事務事業や内部管理制度等については、その現況を踏まえつつ比較検討を行い、新市の将来像を展望するとともに、住民生活に及ぼす影響などを考慮した上で調整を行ってまいります。

次に、2の「基本的な考え方」につきましては、新市における魅力的なまちづくりを通じた「住民福祉の向上」と「新市全体の均衡ある発展」を目指すものといたします。具体

的には、合併市町村基本計画や財政計画との連携を保ちつつ、国の財政支援を有効に活用しながら、新市における行政制度の調整方針を策定するものといいたします。

基本的な考え方の第1点は、新市に移行する際、住民の生活に支障のないよう、「速やかな一体性の確保に努める」という「一体性確保の原則」でございます。

第2点は、「住民サービス及び住民福祉の向上に努める」という「住民福祉向上の原則」でございます。

33ページをお開きください。第3点は、「負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める」という「負担公平の原則」でございます。

第4点は、「新市において健全な財政運営に努める」という「健全な財政運営の原則」でございます。

第5点は、「行政改革の観点から事務事業の見直しに努める」という「行政改革推進の原則」でございます。

第6点は、「地域特性を生かした魅力あるまちづくりに努める」という「地域特性尊重の原則」でございます。

3の「調整方針」については、ただいまご説明いたしました、基本的な考え方に基づき定めるものでございます。

1つ目は、「新市における住民福祉の向上に向け、基本的な考え方に基づき、原則として宇都宮市の制度を基準に制度の統一・調整を図るものとする」というものでございます。

2つ目は、「関係市町の制度のうち、地域特性を有するものや合併後直ちに統一・実施することで住民生活等に大きな影響を与えるものについては、経過措置の設定や、地域自治制度の活用等、円滑な移行に向けた調整を図る」というものでございます。

34ページをごらんください。4「調整の方向性」についてご説明いたします。行政制度の調整に当たりましては、おおむね次のいずれかの方向性により調整を行ってまいります。

(1)「現行のまま新市に引き継ぐ」。ア、戸籍の届出に関する事務や、国民健康保険への加入、脱退の手續等、法令等に基づき実施しており、各市、町間でサービス内容に差がないものについては、現行のまま新市に引き継ぐものといいたします。

イ、妊産婦や障害者に対する医療費の助成など、条例等に基づき実施しているもので、市と町の間でサービス内容に差がないものについては、現行のまま新市に引き継ぐものといいたします。

ウ、特定の地域を対象とするもので、事業実施の経緯から、新市において統一した対応をとることが適切でないものについては、現行のまま新市に引き継ぐものといいたします。

(2)「原則として宇都宮市の制度を基準に調整する」。ア、自治体の存立に関する事項や、行政を円滑に執行するための内部管理制度については、宇都宮市の制度を基準に調整いたします。具体的に申し上げますと、市や町のシンボルマークであります市章、町章や

市や町の花、木など、観光や人事管理、財務管理の制度などが挙げられます。

イ、各種手当の給付制度や商工業振興に関する各種の補助金制度など、市と町との間でサービス内容が異なる事務事業のうち、事務事業の趣旨、内容、有効性、財政に及ぼす影響等を勘案し、事業実施の必要性があるものについては、宇都宮市の制度を基準に、合併時に一元化いたします。

３５ページをお開きください。（３）「原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する」。ア、市と町との間で、サービス内容が異なる事務事業のうち、合併時において一元化することが困難なものについては、合併までに方向づけを行い、新市に移行後、速やかに調整するものいたします。

イ、各市、町が行っている各種計画策定事業については、新市に移行後、速やかに新市全体を対象とする計画を策定するものとし、それまでの間は、現行の計画を地域別の計画といたします。

（４）「新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する」。ア、宇都宮市の制度を基準に、合併後直ちに一元化することで、住民生活等に大きな影響を与えるもののうち、事業実施の必要性があるものについては、新市に移行後も、当分の間現行どおりとし、段階的に調整してまいります。

イ、各市、町が行っている事務事業のうち、地域特性を有するものや、事業実施の経緯等から、新市において統一した対応をとることが適切でないもののうち、事業実施の必要性があり、当分の間は現行どおり事業を実施することが適切なものについては、新市に移行後も、当分の間、現行どおりとし、段階的に調整するものいたします。この具体例といたしましては、各地域に伝わる伝統的な行事や、地域ごとに実施されているイベントなどが挙げられます。

（５）「廃止の方向で調整する」。各市、町が行っている事務事業のうち、事業実施の必要性が小さいものについては、廃止の方向で調整することとしてまいります。

以上で議案第９号の説明を終わります。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございました。

議案第９号につきまして、事務局から説明が終わりました。議案第９号につきまして、ご意見、ご質問等をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。ございませんか。よろしいですか。

はい、小島委員、よろしくお願いいたします。

小島委員

小島でございます。

多くの市民がこの合併についてはかなり関心を寄せているというのは、皆さんも周知のとおりだと思うんですけども、それぞれの行政の中でも、当然、執行するに当たって、法令の遵守と。しっかり襟を正して行政を遂行しますよという部分は、それぞれ異口同音に言われているかと思うんですけども、この中でもしっかりと新たなスタートに当たって、あえて言うべきかどうかという部分は、皆さんの意見を聞かせていただきたいと思うんですが、さらなる、いわば法令を遵守した中での襟を正した執行体制という部分をあえて市民にアピールし、約束する必要性はいかななものでしょうか。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

事務局、これは説明できますか。

委員がおっしゃるとおり、今まで各1市2町それぞれ、河内そして上河内さんも当然のごとく法令遵守というのは行ってきたわけでありまして、新たな市になっても、当然それは履行されるものであると思っております。

協議を経て合併すること自体が法令、あるいは条例を遵守して、きちんと協議の上で調印を行ってスタートするわけですから、その点は、我々一人一人の心の中にも当然きちんと裏づけされていると思いますので、あえて文章等でここに盛り込まなくても、私はこれ自体が法令の遵守につながるものだと思います。また、これだけの協議会でございますので、新市に移行されても、この協議会の意見や意思、思いといったものがきちんと尊重されると思っておりますので、その点は心配ないんじゃないかなと思いますが、改めて当然これから外に向けてはPRあるいは襟を正して行うということは、当然のごとく進めていかなければならないと思っています。

よろしいですか。

小島委員

了解します。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

ほか、ございますでしょうか。

ないようでございますので、お諮りしてもよろしいですか。

それでは、議案第9号につきましては、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

それでは、議案第 9 号につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、議案第 10 号「合併市町村基本計画の作成方針について」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔手塚政策審議室長〕

36 ページをお開きいただければと思います。議案第 10 号「合併市町村基本計画の作成方針について」、合併市町村基本計画の作成方針は、次のとおりとする。

恐れ入りますが、37 ページをお開きいただければと思います。「合併市町村基本計画の作成方針」についてであります。1 つ目の「目的」であります。合併市町村基本計画につきましては、市町村の合併の特例等に関する法律第 6 条の規定によりまして、当協議会が策定するものでございます。

計画の中身でございますけれども、「合併後の一体性の速やかな確立」と「住民福祉の向上」など、新市のまちづくりを総合的、かつ、効果的に推進するための「指針」という性格を持っております。指針として、新しい市の将来像や市の円滑な運営の確保と均衡ある発展を図るための取組を明らかにする。取組を明らかにすることによりまして、住民等の合併に対する不安の払拭と理解の促進を図ることを目的として策定するものであります。

なお、この計画に盛り込んだ中身の具体的な進め方につきましては、合併後に策定いたします新市の総合計画などに委ねるものとするというものでございます。

2 つ目の、作成に関する「基本的な考え方」についてであります。基本計画につきましては、合併に伴う変化への対応方法、合併を契機に特に推進すべきソフト、ハード両面にわたる取組など、新しい市のまちづくりを進めていく上での基本的な方針を示すものであります。そのようなことから、次の 4 点について、基本的な考え方に配慮しながら進めていきたいと考えております。

1 つ目であります。「新市の一体性の確立と均衡ある発展の推進」を図るために、まず 1 つ目ですが、新市の一体性の速やかな確立や格差の是正を図るための地域間の連携や社会資本の整備のあり方を示す。

2 つ目ではありますが、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するため、地域の特性やバランスなどを考慮しながら、公共的施設の統合整備に関する考え方を示す。

(2) であります。「個性と特性を生かした賑わいと活力を備えるまちづくりの推進」を記載していこうとするものであります。

1 つ目ですが、新市の総合的、計画的な都市空間の形成に向けて、それぞれの地域特性を生かした土地利用に関する基本的な考え方。

2 つ目ではありますが、合併後の旧市、町の地域が、それぞれ有しております地域資源を生かしたまちづくりを推進するため、1 市 2 町の地域ごとの目標像と、それを具体化する

ための取り組みを示す。

3つ目ですが、新市が将来の社会経済環境の変化におきましても、持続的に発展していくために、にぎわいと活力を創出し、都市力の向上に向けた取り組みを示す。

(3)であります。「健全な財政運営への配慮」でございますけれども、地方交付税、国、県の補助金、合併推進債などの地方債の財源など、特定の財源の有効活用を図りながら、将来にわたって健全な財政運営が行えるように配慮していく。

次の2つ目の中点ですが、基本計画の中に新市の主要事業を掲載する予定でございますけれども、主要事業として計上する事業については、財政収支の見通しを踏まえた上で、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するものを計上する。

4つ目ですが、「住民に分かりやすい表現」。住民の皆さんに、計画の中身が分かりやすいような表現で示していこうとするものでございます。

38ページをお開きいただければと思います。基本計画の内容でございますが、おおむね次に掲げる事項を盛り込んでいきたいと考えております。詳しくは39ページの参考資料をご覧くださいければと思います。「合併市町村基本計画の構成と内容(イメージ)」でございますが、1つ目が、「計画の策定に当たって」の項の中で、「計画の趣旨」、それから、「合併の背景と目的」を4項目において整理していこうと。

それから、「新市のまちづくりの基本姿勢」について、4つの項目等から整理していこうと。

大きな2つ目ですが、「新市の概況」につきまして、新市の現況を6つの項目から、さらに、「新市の社会経済の見通し」ということで、人口、経済の見通し。

3つ目の項目といたしまして、「まちづくりの資源と主要課題」ということで、「新市の地域特性及び資源」。これらを踏まえまして、今後のまちづくりの主要な課題を導き出します。

これを解決していくために、次の項目の中で、「まちづくりの目標と基本方針」ということで、まちづくりの目標をここで掲げていこうと。この目標につきましては、新しい市がどのような姿を目指していくのかをキャッチフレーズ的に示すものでございます。そのまちづくりの目標を達成するための土地利用に関する基本方針を、住宅地、商業業務地、工業地のあり方について記載していこうとするものであります。

次が、「新市の施策の大綱」ですが、大きく柱立てを三本柱にしてはどうかと考えておりまして、「一体性と均衡」を図るため、それと先ほどの「個性と特性」、「交流と活力」。これらの大きな項目を立ててはどうかと考えております。

次の5番目の、「地域別計画」でございますが、1市2町ごとに「計画の目標」と「現状と課題」、それから、それぞれの地域の「目指すべき将来像」、さらに、その将来像を具体化するための「主要事業」を宇都宮、上河内町、河内町のそれぞれの地域ごとに記載してはどうかと。

次に、「県事業の推進」でございますが、合併に伴いまして必要となってくる県の役割、あるいは県の事業、ネットワークに関する道路関係などを含めた具体的な事業名を記載してはどうか。

さらに、「公共施設の適正配置」に対する考え方。

以上の上記計画内容を進めていくに当たっての「財政計画」。

さらには、「計画の推進方策」。

これらを構成内容として考えております。

38ページにお戻りいただければと思います。4番目の「主要事業計上の視点」でございますが、先ほどの地域別計画は、1市2町ごとに策定していくわけなんです。その中で、主要事業として取り組んでいく事業については、以下の視点で計上してはどうかと考えております。大きな括りではありますが、「一体性と均衡」の分野におきましては、それぞれの確立に資する事業を。また、生活環境の向上に関する社会資本の整備事業。住民生活に欠かせない施設あるいは住民生活に密着した施設の整備に関する事業。中核市の業務の拡大に伴います施設整備。

次が「個性と特性」でございますけれども、自然、歴史、文化などのそれぞれの地域の資源を生かした地域づくりに関する事業。

さらに「交流と活力」に関するもので、農業、工業、商業の振興、あるいは、その中心市街地の活性化など、都市の活力の向上に資する事業。大きくはこういった6つの観点から、新市の事業について計上していきたいと考えております。

5番目の「計画の期間」につきましては、合併年度とさらにプラス10年と考えております。

6番目の「計画の名称」であります。現時点では仮称という形で、「宇都宮市・河内町・河内町合併まちづくり計画」ということで、それぞれの自治体の名称を冠としまして、基本計画の策定に関する自治体を明らかにしてはどうかと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

議案第10号につきまして、事務局から説明が終わりました。第10号につきまして、ご意見、ご質問等をいただきたいと思います。

副会長、お願いいたします。マイクをお渡しします。

手塚（順）副会長

内容どうのこうのじゃないんですが、「目的」のところなんですが、「不安の払拭と理解

の促進を図ることを目的とする」と。これはここまでいいんじゃないの。「なお書き」は目的の中に書くのは不適当なんじゃないでしょうか。

事務局〔手塚政策審議室長〕

おっしゃるとおりでございます、「目的」のところまでで、この計画の性格、目的については十分表現できていると思っております。ただ、こういった中身ですと、かなりスケジュール的なものとか、具体的な中身が記載されてくるんじゃないかという懸念があるかとは思いますが、そのもう少し具体的な中身については総合計画に委ねるので、「指針」としての性格なんですよ、というのを改めて確認させていただくようなことなので、「なお書き」で触れさせていただいたところでございます。

手塚（順）副会長

それは、「なお書き」で入れざるを得ないというのは十分、分かりますので、それは目的以外のところ、委任か何かのところ「なお書き」を入れたらいいんじゃないでしょうか。

事務局（手塚政策審議室長）

そうですね。計画の推進方策等のところですね。本文の中で整理する形——本文になりますと、計画の推進方策段階で整理するやり方があろうかと思えます。現時点で作成方針なものですから、作成としては、こういう方針でいきますよと。本体になったときには、今、副会長がおっしゃるように、推進方策なんかで基本計画と、それぞれの計画の役割分担等については記載してはどうかと考えております。

議長（佐藤会長）

副会長、よろしいですか。

手塚（順）副会長

私があんまり言うのもおかしいんで、いいですよ。

議長（佐藤会長）

ありがとうございます。

ほか、ございますでしょうか。いかがでしょう。よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、お諮りしたいと思います。議案第10号につきましては、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤会長）

ありがとうございます。

それでは、議案第10号につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、議案第11号「地域自治制度の基本方針について」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔高井行政経営課長〕

それでは、40ページをお開きください。「地域自治制度の基本方針について」、次のとおりとするということで、41ページをお開きいただきたいと存じます。

「地域自治制度の基本方針」という資料でございますが、1番目の「制度構築の基本的な考え方」というところで、(1)「新市独自の制度の確立」ということで、新市の実情に応じた制度とするため、地方自治法等に基づく制度ではなくて、本市独自の制度として確立するという考えでございます。

(2)の「市民サービスの水準の維持・向上」ということで、市町合併の効果を住民が実感できるよう、サービスの水準の維持、向上に努めるというものであります。

(3)の「地域の特性を発揮したまちづくりの推進」ということで、旧町の地域自らが主体となって、個性と活気あふれる地域づくりを進められるよう配慮する、ということであります。

(4)の「『地区行政』を先導する制度」という位置づけの問題ですが、現在、宇都宮市で「地区行政」を推進しておりますが、これを発展させていくための先導的な制度として構築するというものであります。ただし、新市としての一体性を速やかに確保していくために、一定期間後に検証を行い、整合性を確保する考えであります。

(5)の「簡素で効率的な制度の構築」ということで、合併による行政改革のメリットを最大限に引き出すため、簡素で効率的な制度構築に努める、ということでございます。

下に「地域自治制度」のラフなイメージ図が書いてありますが、左側が現在、宇都宮市で進めている「地区行政」の現状でございます。右側が「地域自治制度」のイメージでございますが、行政サービスの大きな2つの枠で、行政サービスの提供する機能と地域まちづくりを推進する機能の大きく2つがありますが、相対的に左側の現状、宇都宮市の「地区行政」から相対的に大きな機能、権限を示しておりますが、これは、先ほど申しましたように、「地区行政」の1つの将来像であろうということで、「地域自治制度」の検証を踏まえ、拡充していくという考えであります。右側にかぎ括弧であります、「地区行政」を先導する部分で、一定期間後、検証し、整合性を確保するというようなイメージのところでございます。

続きまして、42ページの2の「制度の枠組み」ということで、もう少し具体的に記載した部分であります。「基本的な考え方」という項目につきましては、今ほど説明いたし

ました，新市独自の制度，「地区行政」を発展させていくための先導的な制度というところの基本的な考え方をされています。

次の段落の，「地域自治協議会の設置」というところで，地域自治協議会を設置することとありますが，考え方として，時限条例（１０年間）で設置する諮問機関（附属機関）という位置づけ，と考えております。

所掌の事務の事項につきましては，３つほど示しておりますが，当該地域の施策，事業立案への参画，あるいはまた，全市的計画の策定への参画，あるいは３つ目の中点でありますが，「合併市町村基本計画」，あるいは総合計画の執行状況等について，審議や答申，意見陳述等を行うものであります。

委員につきましては，任期は２年（再任を妨げない）あるいは構成は２０人以内と考えております。

大きな次の段落に移ります。「地域行政機関の設置」というところでありますが，この一番上のところの主要な業務ということでいろいろ書かれておりますが，各種の窓口事業，あるいは地域振興事業，あるいは，保健福祉関係の事務，あるいは公園や道路の維持管理等の業務が例示として挙げてございます。

「特別職」につきましては，「議会の議決・同意によって就任する常勤の特別職は，配置しない」という考えであります。

この「地域行政機関の長」につきましては，本庁の部長に準ずる長（参事または副参事）を配置する考えであります。

「組織機構」につきましては，「地域経営担当部門」，「地域コミュニティ担当部門」，「市民サービス担当部門」，「産業建設担当部門」の大きな４部門の配置を考えております。

「職員体制・職制」につきましては，必要最低限の配置にとどめ，職制も簡素で分かりやすく整備する考えであります。

一番下の段落の「地域行政機関の予算」につきましては，一番の「考え方」のところにあります，新市としての一体性に配慮しつつ，地域における行政サービスを提供するための予算，それから地域特性を発揮するための予算を地域行政機関で執行する考えであります。

「２つの編成方法」が四角の中に書いてありますが，「行政サービスに係るもの」，「地域まちづくりに係るもの」ということで，それぞれ地域行政機関等で予算案を作成し，全庁的な予算編成の中で調整されまして，配分され執行していくという考え方でございます。

以上，「地域自治制度の基本方針について」説明いたしました。よろしくお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございました。

議案第 11 号につきまして、ただいま事務局から説明がありました。議案第 11 号につきまして、ご意見、ご質問等をいただきたいと思います。

松田議長、お願いいたします。

松田委員

上河内町の松田でございます。特別職の件について要望いたしたいと思います。私も上河内町——1 万人に満たない町でございます。行政機関がなくなるということは、地域住民の不安が非常に大きいものと考えているわけでございます。議会では、上河内地域に議員が 1 人という苦渋の選択をいたしたわけでございます。そんな観点から、この特別職について、「議会の議決・同意によって就任する常勤の特別職は、配置しない」ということでありますが、ぜひとも配置していただきたいと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

それでは、事務局からありますか。

事務局〔高井行政経営課長〕

この「特別職の設置」につきまして、私どもはいろいろな制度設計をする中で、今の議長さんのご意見の趣旨は、地域の意見要望を本庁に、あるいは意見を反映させるような仕組みとして、というご提案だと思っておりますが、今回の提案の中で、私どものこの地域行政機関の長も参事あるいは副参事を置くことにしております。私どもの中でも、一般職員としては最高位の職位の参事を配置することとしております。

あるいはまた、この「地域自治協議会の設置」につきましても、これは条例で設置するような、きちっとした本庁の地区行政の中はまだこういう形まで設置しておりませんが、この地域自治協議会につきましては、条例できちんと担保しましょうと。このような仕組みを考えておりまして、こういう中で十分に地域の意見が反映されるのではないかと、という提案をしているところであります。

議長〔佐藤会長〕

あと 4 回ほど、まだ協議会が続きますし、またこの後の議案に入ってくるかと思いますが、そういう委員会も設置されますので、これは、ご要望であれば継続して協議もできますので、またご意見等をいただきたいと思います。また、今の説明を補足いたしますと、そうした部長級、あるいは地域自治協議会の会長さんなりそうした地域の現状とか、あるいは不安に対する意見等は、すべてそうしたところから、きちんと意見が出されて協議が

なされるという担保はできております。ですから、松田委員がおっしゃるような不安はないかと思えますけれども、この後の第2回以降でも協議はできますので、もしそれに対しまして、ご意見等がありましたら、またまとめていただければと思います。

松田委員

わかりました。

議長〔佐藤会長〕

ほか、ございますでしょうか。いかがでしょうか。

よろしいですか。

基本的な枠組み等については、説明をさせていただいたとおりでございますが、議案第11号について、お諮りしてもよろしいですか。

それでは、議案第11号につきましては、原案のとおり決定してよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

それでは、第11号につきましては、原案のとおり決定いたしました。ありがとうございます。

続きまして、議案第12号でございます。「宇都宮地域合併協議会小委員会規程の制定について」及び議案第13号「小委員会の設置について」でございますが、関連がございますので、一括して事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔鈴木事務局次長〕

会議資料の43ページをお開きください。議案第12号「宇都宮地域合併協議会小委員会規程の制定について」。「宇都宮地域合併協議会小委員会規程」を次のとおり制定する。

44ページをお開きください。この規程は、協議会規約第10条第2項の規定に基づき、小委員会について、必要な事項を定めるものでございます。

第2条では、小委員会の所掌事務について定めており、協議会から付託された事項について、調査及び審議を行うものとしております。

第3条は、組織について。

第4条は、役員について。

第5条は、役員の職務について。

第6条は、小委員会の会議について定めております。

45ページをお開きください。第9条では、小委員会の庶務について定めております。

附則でこの規程の施行期日は、「平成１８年７月３１日」となっております。

次に、４６ページをお開きください。議案第１３号「小委員会の設置について」。宇都宮地域合併協議会小委員会を次のとおり設置する。地域自らが特色ある地域づくりや、地域課題の解決を担う、地域自治制度の構築について、調査及び審議を行うため、地域自治制度小委員会を設置する。

以上で議案第１２号及び第１３号の説明を終わります。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございました。

原案第１２号及び第１３号について、事務局からの説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等をいただきたいと思います。お願いいたします。

規約と小委員会を設置するということでございますので、問題はないかと思いますが、よろしいですか。

ないようでございますので、議案第１２号及び議案第１３号につきまして、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

それでは、議案第１２号及び第１３号につきましては、原案のとおり決定とさせていただきます。ありがとうございました。

つきましては、小委員会規程第３条に基づきまして、小委員会の委員は会長が指名することとなっておりますので、協議会から４名そして幹事会から３名選出させていただきますと思います。

まず、小委員会の委員でございますが、協議会から高梨委員、福島委員、南木委員、沼田委員、また、幹事会からでございますが、宇都宮市行政経営部長の五井渕幹事、また、上河内町総務課長であります吉田幹事、また、上河内町総務課長である古橋幹事にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

それでは、小委員会に指名された委員の皆様方、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

次に、会議次第の７「その他」でございますが、事務局から何かありますか。

はい。

事務局〔鈴木事務局次長〕

では、ただいまの、地域自治制度の小委員会の委員につきまして、あらかじめ名簿を作成させていただきますので、ただいま配付させていただきたいと思います。

資料配付

< 1 >

事務局〔鈴木事務局次長〕

小委員会としまして、宇都宮市助役の高梨委員，上河内町助役の福嶋委員，河内町助役の南木委員，宇都宮市行政経営部長の五井渕委員，上河内町総務課長の吉田委員，河内町総務課長の古橋委員，及び本日は欠席されておりますが，作新学院大学総合政策学部教授の沼田委員の7名でございます。よろしくお願いいたします。

もう1点でございます。今後のスケジュールについてご連絡いたします。

第2回合併協議会を来月8月10日木曜日，午後1時30分から，この宇都宮市役所，14大会議室において開催させていただきたいと思います。皆様，お忙しい中，誠に恐縮でございますが，ご予定をいただけますよう，よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長〔佐藤会長〕

ほか，何かございますか。委員の皆様方は何かございますか。

よろしいですか。ありがとうございました。

それでは，ほかにはないようでございますので，これにて第1回の宇都宮地域合併協議会を終了させていただきたいと思います。

本日は，皆様方のご協力によりまして，すべての議案につきましては，ご承認いただきました。心から御礼申し上げたいと思います。

本日は，大卒の点で合意をいただきましたが，これからいよいよ，時間は少ない，また回数は少ないわけでありますけれども，皆様方からご忌憚のないご意見をいただきまして，さらに活発なご協議をさせていただきながら，合併に向けて進んでいきたいと思っておりますので，今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは，大変長時間にわたりましたが，お疲れさまでした。ありがとうございました。

事務局〔浜崎事務局長〕

ありがとうございました。

以上をもちまして，第1回宇都宮地域合併協議会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後 2 時 18 分 閉会

— 了 —